会計	繰越	検算	転記		
ニ	ニ	久	和	〇	

(その1)

収支報告書

平成27年分
(開催分)

(ふりがな) まつだなおひさこうえんかい

1 政治団体の名称 松田直久後援会

2 主たる事務所の所在地 三重県津市乙部35-11

3 代表者の氏名 松田 直久

4 会計責任者の氏名 堀川 勉良

事務担当者の氏名

芝山 華奈子

(電話) 059-213-7660

(電話)

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☑ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ 2以上の都道府県の区域等	☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☑ 有	
☐ 無	
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別)	(現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	松田 直久

国会議員関係政治団体の区分	
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☑	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	松田 直久
公職の種類 (現職・候補者の別)	衆議院議員 (現職)
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成27年 1月 1日 から
平成27年 12月 31日 まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

受付
'28.6.09
収支公開室
第 号

受付
第 号
28.5.21
三重選挙管理委員会

1947

105290

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	12,908,050
（前年からの繰越額）	3,768,050
（本年の収入額）	9,140,000
支　出　総　額	3,719,949
翌年への繰越額	9,188,101

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	2,000,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	2,000,000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	2,000,000	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入		
事　業　の　種　類	金　　額	備　　考
松田直久君を励ます会	7,140,000	H27.10.27　東京都千代田区紀尾井町4-1　ホテルニューオータニ
合　　計	7,140,000	

（その７）

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
維新の党国会議員団本部	2,000,000	H27/6/10	東京都千代田区永田町2-9-6十全ビル703	松野頼久	
その他の寄附					
合計	2,000,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費	92,526		
(3) 備品・消耗品費	267,324		
(4) 事務所費	660,340		
小計	1,020,190	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	386,185		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,307,914	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	25,550		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	2,282,364		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	5,660		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	2,699,759	0	
合計	3,719,949		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電気代4月分	40,127	H27/4/15	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
電気代８月分	11,808	H27/8/21	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
電気代9月分	11,867	H27/10/7	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
電気代11月分	10,318	H27/12/4	中部電力株式会社	愛知県名古屋市東区東新町1番地	
その他の支出	18,406				
合計	92,526				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
車修理費	145,033	H27/7/2	奥田商会	三重県松阪市豊原町910-2	
その他の支出	122,291				
合計	267,324				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話代　2月分	21,038	H27/2/27	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　3月分	14,549	H27/3/30	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　4月分	44,694	H27/4/24	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
事務所修繕費	140,000	H27/7/2	ウエストアップ	三重県名張市南百合が丘127	
事務所修繕費	265,680	H27/7/3	インテリアたつみ	三重県名張市安部田2850-16	
電話代　7月分	14,497	H27/7/27	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　8月分	18,494	H27/8/25	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　9月分	18,411	H27/10/2	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　10月分	17,827	H27/10/26	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　11月分	23,165	H27/11/25	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
電話代　12月分	16,116	H27/12/28	西日本電信電話株式会社津支店	三重県津市桜橋2-149	
その他の支出	65,869				
合計	660,340				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				大会費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
その他の支出	2,274				
合計	2,274				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				行事費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場使用料	12,700	H27/7/18	一般社団法人三重中勢勤労者サービスセンター	三重県津市島崎町143-6	
その他の支出	5,600				
合計	18,300				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
				旅費交通費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
旅費	65,000	H27/5/8	東海ツーリスト株式会社	三重県津市戸木町4113-12	
宿泊代	12,000	H27/11/5	ウエスティンナゴヤキャッスル	愛知県名古屋市西区樋の口町3番19号	
旅費	253,971	H27/11/25	株式会社トラベルラボ	三重県津市乙部2017-1	
航空券代	21,330	H27/12/7	JTB首都圏　国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1	
その他の支出	13,310				
合計	365,611				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				印刷製本代	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
その他の支出	7,100				
合計	7,100				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
				宣伝広報費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
写真撮影代	16,200	H27/7/24	株式会社サイトウ写真	東京都千代田区永田町1-7-1	
その他の支出	2,250				
合計	18,450				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費 松田直久君を励ます会政治資金パーティー開催事業費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
案内状印刷代	216,390	H27/11/10	大槻デザイニング株式会社	東京都江東区牡丹3-28-1	
会場借上費・食事代	1,758,218	H27/11/9	株式会社ニュー・オータニ	東京都千代田区紀尾井町4-1	
食事代	140,000	H27/10/29	株式会社インテグレーション	東京都港区赤坂9-5-12パークサイドシックス2F	
リボン代	11,264	H27/10/29	株式会社木瓜屋	愛知県豊橋市魚町35	
記念品代	156,492	H27/11/27	有限会社平治煎餅本店	三重県津市大門20-15	
その他の支出					
合計	2,282,364				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
				書籍購入費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
その他の支出	5,660				
合計	5,660				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　20日

政治団体の名称　松田直久後援会

会計責任者の氏名　堀川　　勉良　　堀川

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年　５月　１７日

松　田　直　久　後　援　会

代表　松田　直久　殿

登録政治資金監査人　[redacted]　印

登録番号　第　859　号

研修修了年月日　平成21年 3月 25日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法(以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、松田直久後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った 。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、松田直久後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１3第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3　業務制限

松田直久後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。また、松田直久後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上